

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 1 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年1月8日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 宮崎県宮崎土木事務所
 - (2) 住所 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号
 - 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 付図のとおり
 - (2) 期間 令和8年1月10日から令和8年3月11日まで（うち5日間）
 - 3 水路測量の実施方法
 - (1) 測深 多素子音響測深機を使用する
 - (2) 測位 GNSS による
 - 4 航行船舶に対する安全処置
作業船は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令55号）第六条に定める標識を掲げる

(付図) 赤江海岸 赤塗りで示す区域

